

令和 7 年度第 1 回沼田市地域公共交通活性化協議会

日時 令和 7 年 5 月 1 日（木）午後 2 時から

場所 沼田市立図書館 4 階視聴覚室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

○協議事項

- (1) 令和 6 年度決算報告について 【資料 1－1】【資料 1－2】
- (2) 令和 7 年度予算案について 【資料 2】
- (3) 分科会の設置について 【資料 3－1】【資料 3－2】
- (4) 令和 7 年度地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画別紙の変更について
【資料 4－1】【資料 4－2】
- (5) 令和 8 年度地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請について
【資料 5－1】【資料 5－2】

○報告事項

- (1) 沼田市地域公共交通計画の進捗について 【資料 6】
- (2) デマンドバス乗降ポイントの追加について 【資料 7】

4 そ の 他

5 閉 会

配付資料

【資料 1－1】令和 6 年度 沼田市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算について

【資料 1－2】監査報告

【資料 2】令和 7 年度 沼田市地域公共交通活性化協議会 予算書（案）

【資料 3－1】沼田市地域公共交通活性化協議会 分科会設置規程（案）

【資料 3－2】分科会資料

【資料 4－1】令和 7 年度 地域公共交通計画別紙（変更）

【資料 4－2】地域公共交通計画別表（変更） 表 1、表 6

【資料 5－1】令和 8 年度 地域公共交通計画別紙（案）

【資料 5－2】地域公共交通計画別表（案） 表 1、表 5、表 6、根拠資料

【資料 6】沼田市地域公共交通計画評価指標の進捗報告

【資料 7】デマンドバス乗降ポイントの追加について

令和7年度沼田市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No	区分	所属団体	役職	氏名
1	副市長	沼田市	副市長	川田 正樹
2	市長の指名する者 (市職員)	沼田市	総務部長	青柳 匡美
3		沼田市	健康福祉部長	北澤 昇
4		沼田市	経済部長	田邊 一樹
5		沼田市	都市建設部長	関 篤志
6		沼田市	都市建設部長	関 篤志
7	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	関越交通株式会社	企画部長	若木 亮
8		(一社)群馬県バス協会	協会長	佐藤 俊也
9		(一社)群馬県タクシー協会	協会長	清水 憲明
10		群馬県タクシー協会北毛支部	支部長	高橋 良彰
11	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全国交通運輸労働組合群馬県支部	委員長	荒井 誠
12	道路管理者	群馬県沼田土木事務所	所長	市川 通利
13	関東運輸局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局群馬運輸支局	支局長	堀越 千秋
14	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長又はその指名する職員	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課	課長	関口 義範
15	公安委員会又は警察	沼田警察署	署長	飯田 晃久
16	住民又は地域公共交通の利用者の代表	沼田市区長会	副会長	中澤 均
17		沼田市老人クラブ連合会女性委員会	委員長	吉野 満由美
18	学識経験者	公立大学法人高崎経済大学	名誉教授	大島 登志彦
19	その他市長が必要と認める者	東日本旅客鉄道(株)高崎支社 企画総務部経営戦略ユニット	ユニットリーダー	近藤 隆俊
20		社会福祉法人沼田市社会福祉協議会	常務理事	松井 弘樹
21		沼田商工会議所	会頭	井熊 開三
22		沼田市東部商工会	会長	小林 好
23		(一社)沼田市観光協会	会長	山田 龍之介
24		利根町観光協会	会長	小尾 孝男
25		老神温泉観光協会	協会長	小林 利之

令和 6 年度 沼田市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算について

■ 歳 入

	款	項	目	予算額	決算額	比較	説 明
1	負担金	負担金	負担金	91,000	91,000	0	沼田市
2	補助金	補助金	補助金				
3	繰越金	繰越金	繰越金				
4	諸収入	諸収入	雑入		38	38	利息収入
合 計				91,000	91,038	38	

■ 歳 出

	款	項	目	予算額	決算額	比較	説 明
1	運営費	会議費	会議費	52,200	29,200	23,000	委員報酬
		事務費	事務費	8,800	3,300	5,500	振込手数料
2	事業費	事業費	事業費	30,000	21,310	8,690	調査旅費
3	予備費	予備費	予備費				
合 計				91,000	53,810	37,190	

歳入総額	91,038	
歳出総額	53,810	
歳入歳出差引額	37,228	沼田市に戻出

監 査 報 告

令和6年度沼田市地域公共交通活性化協議会の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類に基づき会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されたことを認めます。

令和7年4月16日

沼田市地域公共交通活性化協議会

監事 社会福祉法人 沼田市社会福祉協議会

松井弘樹



令和 7 年度 沼田市地域公共交通活性化協議会 予算書（案）

■ 歳 入

	款	項	目	本年度予算額	説 明
1	負担金	負担金	負担金	172,900	沼田市負担金
2	補助金	補助金	補助金	5,699,720	地域公共交通確保維持事業（地域内 フィーダー系統補助）
3	繰越金	繰越金	繰越金	0	
4	諸収入	諸収入	雑入	0	
合 計				5,872,620	

■ 歳 出

	款	項	目	本年度予算額	説 明
1	運営費	会議費	会議費	124,200	委員報酬
		事務費	事務費	18,700	
2	事業費	事業費	事業費	5,729,720	・ 地域公共交通確保維持事業（地域内 フィーダー系統補助）支払い ・ 調査旅費
3	予備費	予備費	予備費	0	
合 計				5,872,620	

沼田市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、沼田市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）

第 1 2 条第 1 項の規定に基づき設置する分科会の組織、運営その他必要な事項に関し、同条第 2 項の規定に基づき定めるものである。

（所掌事項）

第 2 条 分科会は、沼田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）から付託された規約第 3 条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行う。

（組織）

第 3 条 分科会は、分科会長及び委員をもって組織する。

（分科会長）

第 4 条 分科会長は、協議会の会長が指名する。

2 分科会長は、分科会を代表して、その会務を総理する。

3 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長が指定する者がその職務を代理する。

（分科会の委員）

第 5 条 分科会の委員は、協議会の会長が指名する。

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、第 2 条に規定する専門的な調査及び検討が終了するまでの期間とする。

（会議）

第 7 条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

2 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 分科会長は、必要があると認められるときは、委員以外のものに対して、資料を提出させ、又は分科会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（書面審議）

第 8 条 分科会長は、分科会の議案が緊急を要するもの及び軽微な事項であると判断したものについては、書面により意見の聴取及び議決を行うことをもって分科会の会議に代えることができる。

（協議結果）

第 9 条 分科会長は、分科会において協議した結果について、協議会に報告する。

(事務局)

第10条 分科会の事務局は、協議会の事務局が行う。

(報酬及び費用弁償)

第11条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は、沼田市地域公共交通活性化委員の報酬及び費用弁償に関する規程に準ずる。ただし、委員が同日開催の協議会にも出席する場合は、勤務時間を合算の上、規定の報酬を支給する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。

沼田市地域公共交通活性化協議会分科会

第1回 令和7年5月 日



分科会の概要



- 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様等に係る専門的な調査及び検討を行う。
- 個別の案件を分科会において設定した上で、同案件に対して集中的に調査及び検討を実施、協議会への報告を経て、協議会が主導する基本理念の実現に寄与する。
- 本分科会の進行には、生成AIを積極的に活用する。

所掌事項

- ・ 協議会事業のうち、付託を受けた案件についての調査及び検討

委員の任期

- ・ 調査及び検討が終了するまでの期間(※)
- ※ 原則として、年度末に予定している協議会において協議結果の報告を行い、年度単位での実施とする。





分科会の委員

- 沼田市地域公共交通活性化協議会委員のうち「乗合旅客輸送の態様等に係る専門的な調査及び検討」に必要な者とする。
- 上記のほか、沼田市が特に運営上必要と認めた者についても委員とする。
- その他、案件によって、**関連団体に所属する者にアドバイザーとしての出席を求める。**

沼田市地域公共交通活性化協議会分科会委員名簿（案）

1	分科会長	地方自治体	沼田市	総務部長	青柳 匡美
2	委員	地方自治体	沼田市	介護高齢課長	小野 利明
3	委員	地方自治体	沼田市	観光交流課長	地野 裕一
4	委員	地方自治体	沼田市	都市計画課長	松井 照晃
5	委員	地方自治体	沼田市	教育総務課長	栗原 満博
6	委員	地方自治体	群馬県	知事戦略部 交通イノベーション推進課長	関口 義範
7	委員	一般旅客自動車運送事業者	関越交通株式会社	企画部長	若木 亮
8	委員	一般旅客自動車運送事業者	株式会社老神観光バス	代表取締役社長	高橋 良彰
9	委員	地方運輸局	群馬運輸支局	支局長	堀越 千秋
10	委員	学識経験者	公立大学法人高崎経済大学	名誉教授	大島 登志彦
11	委員	その他運営上必要と認められる者	沼田市政策アドバイザー	国土交通省 国土政策局 総合計画課長	倉石 誠司

※事務局：沼田市総務部企画政策課

02



令和7年度の協議事項(案)

- 第一弾として「2025沼田市新たな学校づくり実施計画」に係る態様等の調査及び検討を行うことを事務局から提案する。
- 本件については、実施計画を取りまとめた教育総務課からも、協議会における検討を求められている案件である。

計画の概要

- ・ 少子化による児童生徒数の減少を受け、教育環境の充実と地域との連携強化のため、市内の小中学校を適正規模・適正配置へと再編する。

通学区域

- ・ **沼田中学校区域(以下「沼中区域」という。)のうち、統合により通学距離が一定の基準を超える生徒は、スクールバスの運行や公共交通機関の定期代金等の補助制度を検討する対象となっている。(計画10ページ)**

03

地域公共交通計画別紙

令和 6 年 6 月 2 0 日

沼田市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

沼田市においては、片品村及びみなかみ町へ通じる幹線交通である路線バス鎌田線及びみなかみ町へ通じる猿ヶ京線を軸に、公共交通機関網が広がっている。

これら幹線交通に接続する市委託路線バス（愛称：ぬまくる）が支線の役割を果たしているが、運行本数が少ないことやバス停までが遠いことが要因となり、利用者数は年々減少している。

こうした状況下において、令和 4 年 3 月 2 5 日から、日中のぬまくるの運行を区域運行（デマンド運行）へ移行した。これにより、ぬまくるの利用促進、また、市内を 3 エリアに分割し、それぞれのエリア内を運行させることにより、幹線交通の利用促進にもつながると考えている。

また、今までバス路線が運行されていなかった地域にも公共交通網が張り巡らされ、住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な移動手段となっており、デマンド運行は極めて重要であり、確保・維持する必要がある。

なお、既存の公共交通の運行にあたっては、運営努力や市の財政負担だけでは路線の維持が難しいため、国の地域公共交通確保維持事業や群馬県のバス運行費補助制度等を活用し、生活交通手段を確保・維持する必要がある。これらの補助制度の活用により、老朽化した車両の更新を行いつつ、地域内フィーダー系統の運行維持を図る。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

1. 利用者数

ぬまくるの利用者数を 3 5, 0 0 0 人以上とする（令和 5 年度実績 3 3, 0 1 0 人）

2. 収支率

ぬまくるの収支率を 9. 2 % 以上とする（令和 5 年度実績 8 %）

3. 市負担額

ぬまくるの運行に係る市の負担額を 7 2, 8 3 8 千円以下とする
（令和 5 年度実績 7 3, 8 3 8 千円）

（沼田市地域公共交通計画 P 1 2 0 参照）

(2) 事業の効果

日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺町村とネットワークを形成するバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業

- ・主な利用目的地である病院や駅にガイドマップや時刻表等を配備し、利用促進を図る。(沼田市)【計画P 1 1 3】
- ・デマンドバスの利用方法等を周知するため、イベント等に出向く。(沼田市)【計画P 1 1 3】
- ・積極的に広報を行い、デマンドバスの利用について、より一層の普及を図る。(沼田市)【計画P 1 1 3】
- ・利便性向上のため、幹線系統とデマンドバスの結節点となる「接続拠点」の整備を検討する(沼田市、関越交通株式会社及び株式会社老神観光バス)
(沼田市地域公共交通計画 P 1 0 9 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

1. 区域及び乗降ポイント

別添地図のとおり

2. 予定している運行時間

午前 8 時 3 5 分から午後 5 時 3 0 分まで (A・B エリア)

午前 9 時から午後 5 時まで (C エリア)

3. 予定している運行期間

令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日 (日曜及び祝日を除く)

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日 (日曜及び祝日を除く)

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日 (日曜及び祝日を除く)

4. 運送予定事業者

関越交通株式会社

株式会社老神観光バス

5. 地域内フィーダー系統の補足資料

ぬまくる(デマンド運行)は「沼田駅」「保健福祉センター前」「塩の井」「下街道」を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線や猿ヶ京線への乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

沼田市から運行事業者へ補助を行っている。補助金額については、運行契約に基づき、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

・事業費総見込み額：95,295,452 円

・負担者：沼田市

・負担見込み額：90,273,454 円

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
デマンド A エリア 及び C エリア を運行するバス車両については、走行距離数が 50 万キロを超えており、耐用走行距離数を大幅に上回っているため、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために小型車両を -21 台購入する必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標 令和 7 年度、車両 -21 台の更新によりサービスレベルを向上させ、利用者数の増加を図る。ぬまくる合計年間利用者数 38,000 人（令和 10 年度）を達成し得る各年度の目標値を設定する。 令和 7 年度：35,000 人
(2) 事業の効果 老朽化している車両を更新することで、今後もデマンド運行を継続でき、外出促進・地域活性化にもつながる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

「表 6」を添付 沼田市から運行事業者への補助金額については、購入費用総額のうち、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。 ・ 2 台分取得総額：10,214,569 円（1 台は割賦） - 割賦取得車両費用総額 6,159,919 円 （うち 1 年目割賦費用（令和 7 年 2 月～9 月支払い分）＋頭金等 2,399,989 円） ・ 負担者：沼田市 ・ 市負担額：5,107,284 3,079,960 円（1/2 フィーダー補助（車両減価償却費等国庫補助金を見込む）） （うち令和 7 年度負担額 1,906,789 円）	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）	【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性	【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 （１）事業の目標 該当なし （２）事業の効果 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論	令和 6 年 6 月 20 日 沼田市地域公共交通活性化協議会を実施し、地域公共交通計画別紙、認定申請について議論。承認が得られた。
19. 利用者等の意見の反映状況	地域公共交通活性化協議会に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 群馬県沼田市下之町 8 8 8 番地

(所 属) 沼田市役所総務部企画政策課政策推進係

(氏 名) 黒岩 瑞希

(電 話) 0 2 7 8 - 2 3 - 2 1 1 1

(e-mail) mizuki-ki@city.numata.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
沼田市	関越交通株式会社	(1) デマンドバスA		旧沼田市 内		往 復 km km	297日	10,098回			区域運行	①	「沼田駅」保健福祉セン ター前」を主な接続点とし て、補助対象地域間幹線系 統の関越交通(株)鎌田線 及び環ヶ草線と接続	③
	関越交通株式会社	(2) デマンドバスB		白沢町及 び利根町 南部		往 復 km km	297日	564回			区域運行	①	「塩の井」を主な接続点とし て、補助対象地域間幹線系 統の関越交通(株)鎌田線 と接続	③
	株式会社 老神観光バス	(3) デマンドバスC		利根町北 部		往 復 km km	297日	535回			区域運行	①	「下街道」を主な接続点とし て、補助対象地域間幹線系 統の関越交通(株)鎌田線 と接続	③
		(4)				往 復 km km	日	回						
		(5)				往 復 km km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシニーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシニーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシニーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシニーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシニーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別 イ ロ ハ		乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
沼田市	関越交通株式会社	1	(1) デマンドバスA	小型		14	令和6年12月			一括
	株式会社 老神観光バス	1	(1) デマンドバスC	小型		14	令和6年12月			割賦
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

1. 「車両改造の内訳」については、座席の撤廃、荷物置きと座席の隔壁設置及び荷物固定のための柵購入等の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

地域公共交通計画別紙（案）

令和 7 年 5 月 1 日

沼田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

沼田市においては、片品村及びみなかみ町へ通じる幹線交通である路線バス鎌田線及びみなかみ町へ通じる猿ヶ京線を軸に、公共交通機関網が広がっている。

これら幹線交通に接続する市委託路線バス（愛称：ぬまくる）が支線の役割を果たしているが、運行本数が少ないことやバス停までが遠いことが要因となり、利用者数は年々減少している。

こうした状況下において、令和 4 年 3 月 25 日から、日中のぬまくるの運行を区域運行（デマンド運行）へ移行した。これにより、ぬまくるの利用促進、また、市内を 3 エリアに分割し、それぞれのエリア内を運行させることにより、幹線交通の利用促進にもつながると考えている。

また、今までバス路線が運行されていなかった地域にも公共交通網が張り巡らされ、住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な移動手段となっており、デマンド運行は極めて重要であり、確保・維持する必要がある。

なお、既存の公共交通の運行にあたっては、運営努力や市の財政負担だけでは路線の維持が難しいため、国の地域公共交通確保維持事業や群馬県のバス運行費補助制度等を活用し、生活交通手段を確保・維持する必要がある。これらの補助制度の活用により、老朽化した車両の更新を行いつつ、地域内フィーダー系統の運行維持を図る。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

1. 利用者数

ぬまくるの利用者数を 38,000 人以上とする（令和 6 年度実績 36,618 人）

2. 収支率

ぬまくるの収支率を 9.8% 以上とする（令和 6 年度実績 8.9%）

3. 市負担額

ぬまくるの運行に係る市の負担額を 72,338 千円以下とする
（令和 6 年度実績 73,762 千円）

（沼田市地域公共交通計画 P120 参照）

（2）事業の効果

日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺町村とネットワークを形成するバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業

- ・主な利用目的地である病院や駅にガイドマップや時刻表等を設置し、利用促進を図る。
（沼田市）【計画P 1 1 3】
- ・デマンドバスの周知のため、イベント等に出向き、利用方法や予約アプリについて周知する。（沼田市）
【計画P 1 1 3】
- ・積極的に広報を行い、デマンドバスの利用について、より一層の普及を図る。（沼田市）
【計画P 1 1 3】
- ・利便性向上のため、幹線系統とデマンドバスの結節点となる「接続拠点」の整備を検討する（沼田市、関越交通株式会社及び株式会社老神観光バス）
（沼田市地域公共交通計画 P 1 0 9 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

1. 区域及び乗降ポイント 別添地図のとおり

2. 予定している運行時間 午前8時35分から午後5時30分まで（A・Bエリア） 午前9時から午後5時まで（Cエリア）

3. 予定している運行期間 令和7年10月1日から令和7年9月30日（日曜及び祝日を除く） 令和8年10月1日から令和8年9月30日（日曜及び祝日を除く） 令和9年10月1日から令和9年9月30日（日曜及び祝日を除く）

4. 運送予定事業者 関越交通株式会社 株式会社老神観光バス

5. 地域内フィーダー系統の補足資料

ぬまくる（デマンド運行）は「沼田駅」「保健福祉センター前」「塩の井」「下街道」を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線や猿ヶ京線への乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

沼田市から運行事業者へ補助を行っている。補助金額については、運行契約に基づき、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 ・事業費総見込み額 103,995,650 円 ・負担者：沼田市 ・負担見込み額：96,795,930 円
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
デマンド A エリアを運行するバス車両については、走行距離数が 50 万キロを超えており、耐用走行距離数を大幅に上回っているため、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために小型車両を 1 台購入する必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

令和８年度、車両１台の更新によりサービスレベルを向上させ、利用者数の増加を図る。ぬまくる合計年間利用者数３８，０００人（令和１０年度）を達成し得る各年度の目標値を設定する。 令和７年度：３８，０００人
(２) 事業の効果
老朽化している車両を更新することで、今後もデマンド運行を継続でき、外出促進・地域活性化にもつながる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【<u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】
「表６」を添付 沼田市から運行事業者への補助金額については、購入費用総額のうち、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。 ・車両取得費用総額 令和７年度割賦取得車両費用総額 6,159,919 円（うち２年目割賦費用 986,400 円） 令和８年度車両取得費用総額 7,770,468 円 ・負担者：沼田市 ・市負担額（1/2 フィーダー補助（車両減価償却費等国庫補助金）を見込む） 令和７年度 3,079,960 円（うち令和８年度負担額 493,200 円） 令和８年度 3,885,234 円
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【<u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】
(１) 事業の目標
該当なし
(２) 事業の効果

該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和7年5月1日 沼田市地域公共交通活性化協議会を実施し、地域公共交通計画別紙、認定申請について議論。承認が得られた。
19. 利用者等の意見の反映状況
地域公共交通活性化協議会に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 群馬県沼田市下之町888番地

(所 属) 沼田市役所総務部企画政策課政策推進係

(氏 名) 黒岩 瑞希

(電 話) 0278-23-2111

(e-mail) mizuki-ki@city.numata.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィードバックシステム)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便増進特 例措置	運送継続特 例措置	地域内フィードバックシステム (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7の み)
沼田市	関越交通株式会社	(1) デマンドバスA		旧沼 田市 内		往 復 km	296日	16,576回			区域運行	①	「沼田駅」「保健福祉 センター前」を主な接 続点として、補助対 象地域間幹線系統の 関越交通(株)鎌田線 及び猿ヶ京線と接続	③
	関越交通株式会社	(2) デマンドバス B		白沢 町及 び利 根町 南部		往 復 km	296日	1,036回			区域運行	①	「塩の井」を主な接続 点として、補助対象 地域間幹線系統の関 越交通(株)鎌田線と 接続	③
	株式会社 老神観光バス	(3) デマンドバス C		利根 町北 部		往 復 km	296日	681回			区域運行	①	「下街道」を主な接続 点として、補助対象 地域間幹線系統の関 越交通(株)鎌田線と 接続	③
		(4)				往 復 km	日	回						
		(5)				往 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィードバックシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィードバックシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	沼田市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	28,331
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定
年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
沼田市地域公共交通計画	令和6年3月19日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類 イ ロ ハ			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
沼田市	関越交通株式会社	1	(1) デマンドバスA	小型			14	令和8年2月			一括
	株式会社 老神観光バス	2	(2) デマンドバスC	小型			14	令和7年1月			割賦
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種類別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号))に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

【表1 根拠資料】計画運行日数及び計画運行回数

区域運行(R7.10.1～R8.9.30)

年	月	日数	平日	土	日祝
7	10	31	22	4	5
	11	30	18	5	7
	12	31	23	4	4
8	1	31	20	5	6
	2	28	18	4	6
	3	31	21	4	6
	4	30	21	4	5
	5	31	18	5	8
	6	30	22	4	4
	7	31	22	4	5
	8	31	20	5	6
	9	30	19	4	7
		365	244	52	69

運行日数:296日(日曜及び祝日運休)

昨年度総運行回数実績(R6.4.1～R7.3.31)

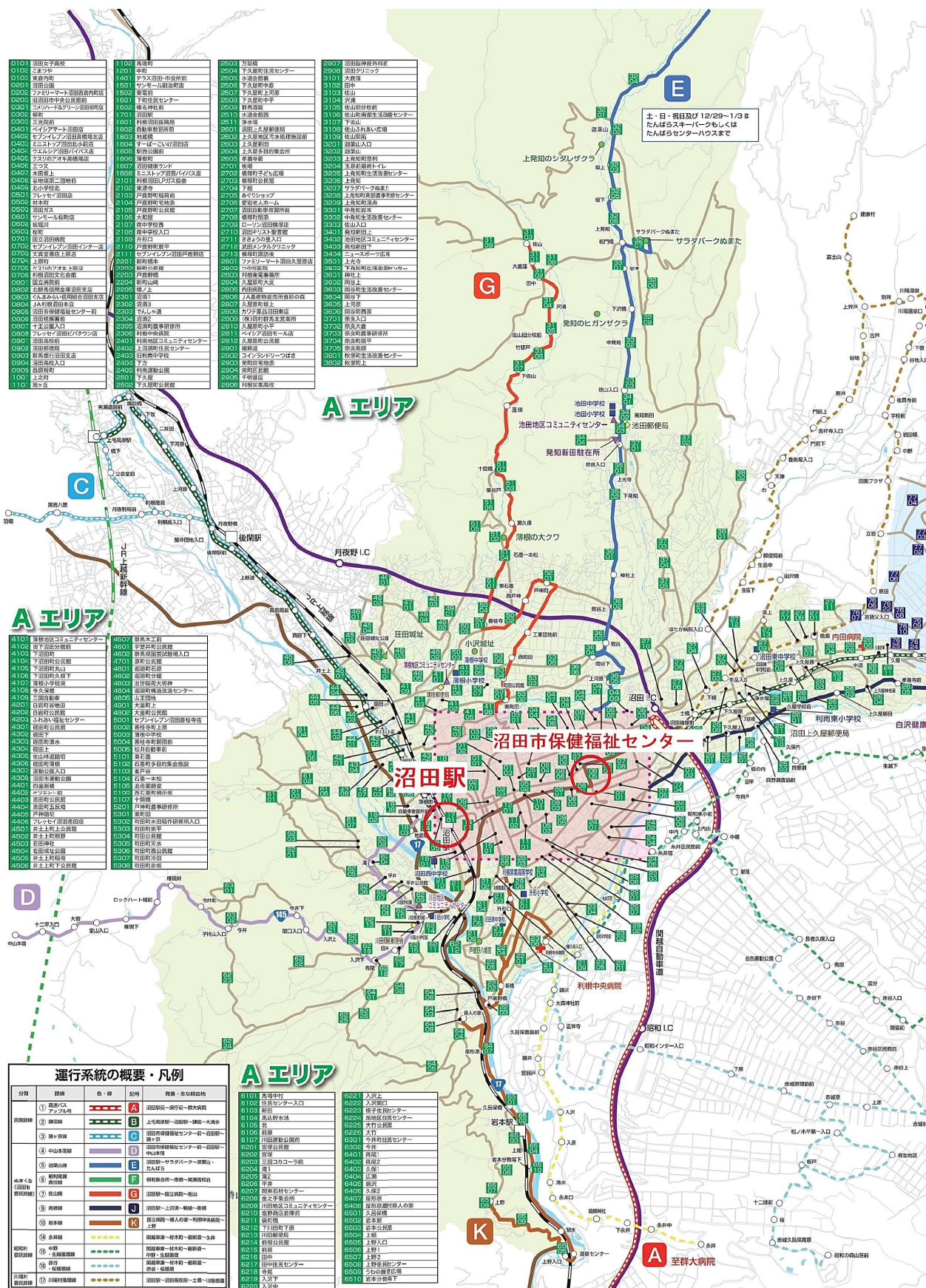
	運行回数	1台あたり	1日あたり運行回数
Aエリア(4台)	16,019	4,005	13.5
Bエリア	1,020		3.4
Cエリア	648		2.2

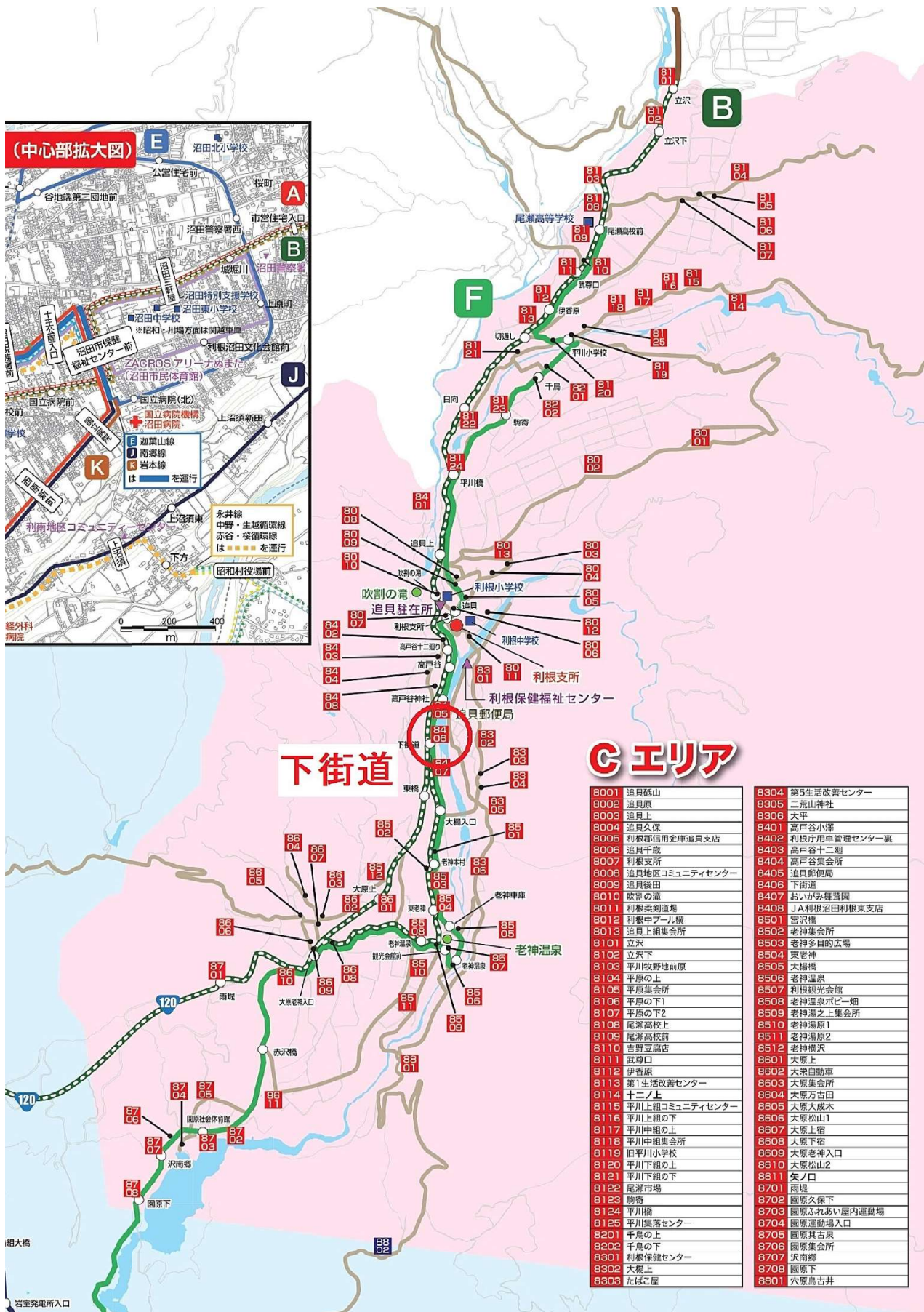
1日1台当たりの運行回数:昨年度実績から算定

	回数※	日数	車両数	合計
Aエリア	14.0	296	4	16,576
Bエリア	3.5	296	1	1,036
Cエリア	2.3	296	1	681

※利用者の増加を見込み、前年度実績より
1日あたりの運行回数を多く見積もった

【表1 根拠資料】 運行系統地図

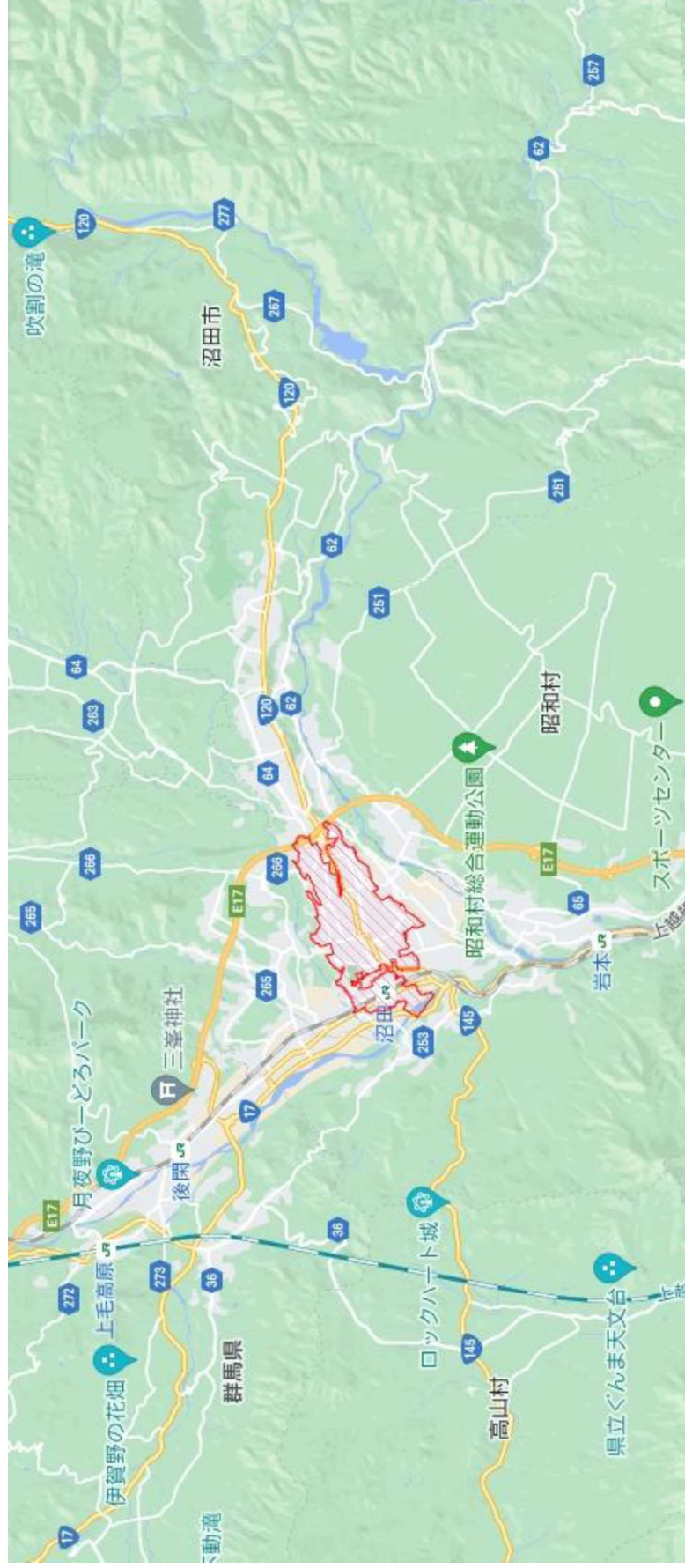




C エリア

8001	追見碓山	8304	第5生活改善センター
8002	追見原	8305	二荒山神社
8003	追見上	8306	大平
8004	追見久保	8401	高戸谷小澤
8005	利根郡信用金庫追見支店	8402	利根庁用車管理センター裏
8006	追見千歳	8403	高戸谷十二廻
8007	利根支所	8404	高戸谷集会所
8008	追見地区コミュニティセンター	8405	追見郵便局
8009	追見後田	8406	下街道
8010	吹割の滝	8407	おいがみ舞臺
8011	利根柔剣道場	8408	J A利根沼田利根東支店
8012	利根中プール棟	8501	宮沢橋
8013	追見上組集会所	8502	老神集会所
8101	立沢	8503	老神多目的広場
8102	立沢下	8504	東老神
8103	平川牧野地前原	8505	大橋橋
8104	平原の上	8506	老神温泉
8105	平原集会所	8507	利根観光会館
8106	平原の下1	8508	老神温泉ボビー畑
8107	平原の下2	8509	老神湯之上集会所
8108	尾瀬高校上	8510	老神湯原1
8109	尾瀬高校前	8511	老神湯原2
8110	吉野豆腐店	8512	老神噴沢
8111	武尊口	8601	大原上
8112	伊香原	8602	大原自動車
8113	第1生活改善センター	8603	大原集会所
8114	十二ノ上	8604	大原万古田
8115	平川上組コミュニティセンター	8605	大原大木木
8116	平川上組の下	8606	大原松山1
8117	平川中組の上	8607	大原下宿
8118	平川中組集会所	8608	大原下宿
8119	旧平川小学校	8609	大原老神入口
8120	平川下組の上	8610	大原松山2
8121	平川下組の下	8611	矢ノ口
8122	尾瀬市場	8701	雨庭
8123	駒寄	8702	園原久保下
8124	平川橋	8703	園原ふれあい屋内運動場
8125	平川集落センター	8704	園原運動場入口
8201	千鳥の上	8705	園原其古泉
8202	千鳥の下	8706	園原集会所
8301	利根保健センター	8707	沢南郷
8302	大橋上	8708	園原下
8303	大橋下	8801	穴原島古井

【表 5 根拠資料】沼田市人口集中地区（R2）



地図で見る統計（JSTAT MAP）から引用

沼田市地域公共交通計画評価指標の進捗報告

目標に応じた評価指標の達成状況や取組の進捗状況を確認し、PDCAサイクル【計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）】による計画の進捗管理を行う。

具体的には、事業内容の進捗状況は本計画で設定した「評価指標」に基づき管理し、定量的・客観的に分析・評価し、かつ、国の制度の変更や社会経済状況の変化を勘案しつつ、必要に応じて法定協議会を開催し、柔軟に見直しを実施。

■基本方針における目標の評価指標進捗報告

目標	評価指標	基準値 (令和5年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
基本方針1 地域特性に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築				
【目標1】 市街地内の移動利便性の向上	評価指標① Aエリアでのデマンド交通予約時の予約候補返却率(※1)	78.7%	68.53%	80%
	指標② Aエリアの路線バス運行本数	民間路線：88本 ぬまくる：26本	民間路線：72本 ぬまくる：26本	民間路線：88本 ぬまくる：26本
【目標2】 郊外部・山間部の対市街地輸送の確立	評価指標① B・Cエリアの路線バス運行本数	民間路線：43本 ぬまくる：4本	民間路線：41本 ぬまくる：4本	民間路線：43本 ぬまくる：4本
	評価指標② B・Cエリアの路線バス年間利用者数	200,210人 (令和3年)	198,374人	200,210人
【目標3】 環境にやさしいまちづくりへの貢献	評価指標① モビリティ・マネジメントの実施件数	0件	0件	(5ヶ年累計) 5件
	評価指標② 省エネルギー設備導入車両・施設数	車両：0台 施設：0件	車両：0台 施設：0件	車両：2台 施設：2件

【目標４】 広域交通との アクセス性向上	評価指標① 沼田駅における ＪＲ上越線との 接続率（※２）	バス⇒上越線 56% 上越線⇒バス 75% (令和４年１０月)	バス⇒上越線 61.1% 上越線⇒バス 77.8% (令和７年４月１日)	75%
	評価指標② 地域間交通にお ける上毛高原駅 での新幹線との 接続率（※２）	バス⇒新幹線 46.7% 新幹線⇒バス 47.6% (令和４年１０月)	バス⇒新幹線 25% 新幹線⇒バス 20% (令和７年４月１日)	45%
基本方針２ 快適性の高い利用環境の整備と、利用促進の積極的実施				
【目標１】 公共交通の利用 環境の向上	評価指標① ベンチ・照明の 設置等、待合環 境改善を図った バス停留所・乗 降場所数	0 か所	0 か所	5 か所
	評価指標② 英語表記を併記 したバス停留 所・乗降場所数	0 か所	0 か所	9 か所
【目標２】 デマンド交通 の輸送能力・予 約可能時間の 拡大	評価指標① 市全域でのデマ ンド交通予約時 の予約候補返却 率	78%	68.75%	80%
	評価指標② 接続拠点の整備 数	0 か所	0 か所	2 か所
【目標３】 地域住民への 利用促進・利用 機会の創出	評価指標① モビリティ・マネジメントの実施件数【再掲】			
	評価指標② 民間事業者との 連携施策数	0 件	0 件	(5 か年累計) 10 件
基本方針３ すべての地域を見捨てない、充実した公共交通網の検討				
【目標１】 郊外部・山間部 における公共	評価指標① 路線バス鎌田線 運行本数	43 本	41 本	43 本

交通サービスの維持・確保	評価指標② バス停留所・接続拠点（新設）へのデマンド交通年間利用者数	—	—	100 人
【目標 2】 多様な輸送サービスの活用検討	評価指標① 民間送迎・輸送サービスの活用に向けて運行者と協議を行った案件数	0 件	1 件	(5 か年累計) 2 件
	評価指標② スクールバスの運行見直しについて、関係者と協議を行った案件数	0 件	1 件	(5 か年累計) 2 件

※ 1 < 予約候補返却率 >

デマンド交通予約の際、希望日時に基づく予約照会に対して、予約できる候補を提示できた回数の割合。

※ 2 < 接続率 >

鉄道⇔バスに乗り換える際、待合時間が 20 分以内で乗継ぎ可能な便数の割合。

「ぬまくる」における評価指標

■ぬまくるにおける評価指標進捗報告

評価指標	基準値 (令和 5 年度)	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
「ぬまくる」の年間利用者数	33,000 人	36,618 人	38,000 人
「ぬまくる」の収支率	8%	8.9%	11%
「ぬまくる」運行に係る市負担額	73,838 千円	73,762 千円	71,338 千円

総括

基本方針1「地域特性に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築」について、Aエリアでは、デマンドバスの需要が高まる一方で、予約候補返却率が低下しており、利便性の改善が課題となっている。B・Cエリアでは路線バスの年間利用者数が減少傾向にあるが、大きな変化はみられなかった。広域交通とのアクセス性向上については、減便の影響もあり、新幹線との接続率が低下した。

基本方針2「快適性の高い利用環境の整備と、利用促進の積極的实施」については、基本方針1同様に、利便性の改善が課題となっており、環境に配慮した取り組みは未実施であった。

基本方針3「すべての地域を見捨てない、充実した公共交通網の検討」については、関係者との協議が実施され、実情に即した交通体系の構築に向けて協議が進められている。

また、ぬまくるにおける評価指標の進捗状況については、利用者数の増加、収支率の向上、市の負担額の軽減がみられ、いずれも目標達成に向けて好調な進捗が確認された。

デマンドバス乗降ポイントの追加について

3 月 3 日運用開始

エリア	コード	名称	住所
A	A0204	沼田公園沼田武道場跡駐車場	西倉内町 594
A	A0505	沼田ボウル	材木町 13

(追加理由)

近隣に乗降ポイントがない地点や、利便性の向上につながる施設に設置した。

追加（沼田公園沼田武道場跡駐車場 西倉内町594）



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに
沼田市作成



追加（沼田ボウル 材木町13）



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに沼田市作成



乗降ポイント看板
貼り付け箇所（沼田ボウル側店舗看板の柱）